

別紙様式 1

事例報告に関する同意説明文書

2025年02月15日

一般社団法人日本作業療法士協会

会 長 山本伸一

副会長 三澤一登

MTDLP 室長 東 祐二

この同意説明文書は、作業療法サービスの利用者（以下、対象者とします）と、サービスを提供した医療・保健・福祉関連施設等に対して、日本作業療法士協会が実施する事例報告に関する趣旨を十分にご理解いただくことを目的に作成されたものです。

目 次

1. 作業療法と生活行為向上マネジメントについて
2. 生活行為向上マネジメント指導者養成制度について
3. 事例報告の収集とその目的について
4. 事例報告の利用範囲について
5. 同意の概要について
6. 予測される利益と不利益について
7. 同意撤回の自由について
8. 人権擁護と個人情報の保護について
9. 事例報告を担当する作業療法士の氏名と連絡先

1. 作業療法と生活行為向上マネジメントについて

一般社団法人日本作業療法士協会（以下、協会とします）では、「作業療法は、人々の健康と幸福を促進するために、医療、保健、福祉、教育、職業などの領域で行われる。作業に焦点を当てた治療、指導、援助である。作業とは、対象となる人々にとって目的や価値を持つ生活行為を指す。」と定義しています。作業療法士は、リハビリテーション医療を担う専門職として、様々な社会保障の領域で、作業療法を必要とする対象者へ作業療法のサービスを提供しています。

協会は、病気や老化、環境の変化にて、食事、着替え、排泄などの日常生活活動、買い物や家事など生活を維持する手段の日常生活活動や仕事や趣味、余暇活動の遂行ができなくなった人に対して、対象者の意向や思いに沿いながら、対象者が抱える生活課題を、対象者のみならず医療・介護の各専門職や家族、親戚、近隣住民など、対象者の生活に影響を与える関係者との協働を通じて解決することを目指すための作業療法計画の手法を「生活行為向上マネジメント」と称しています。

2. 生活行為向上マネジメント指導者養成制度について

協会はこの「生活行為向上マネジメント」について、作業療法士による臨床での実践促進を図り、指導的な役割を果たすことができる者を増やし、もって国民の健康と福祉の向上に資するために「生活行為向上マネジメント指導者養成制度」を設けています。

3. 事例報告の収集とその目的について

協会は、生活行為向上マネジメント指導者養成制度において、作業療法士が実際に「生活行為向上マネジメント」を用いて作業療法を実践した事例報告（本制度においては特に「MTDLP 実践報告」と称しています）を収集しています。

それは、この手法の効果を実証し、この手法の用い方を洗練、発展させることで、後続の作業療法士の養成に役立てることができ、それらがすべて対象者によりよい作業療法を提供することにつながるからです。

なお、事例報告の作成・提示は、人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針に則って行い、また、個人情報保護法及び関連法令等を遵守して「個人情報」及び「個人識別符号」は記載いたしません。

4. 事例報告の利用範囲について

事例報告は、生活行為向上マネジメント指導者養成制度においては指導者認定の要件の一つとして用いられます。また、収集した事例報告の二次使用の範囲は以下の通りとなります。

(1) 公開

集積された事例報告は、系統的に分類され、事例集として発行されます。事例報告及び事例集の記載内容は、実践報告の目的、作業療法計画、作業療経過であり、「個人情報」及び「個人識別符号」は記載されません。事例集は日本作業療法士協会員及び一般の方に向けて公開されます。

(2) 用途

事例報告及び事例集は、協会の養成教育や生涯学修及び広報活動に使用します。例として、養成教育機関での教材や、事例報告を活用した動画の作成となります。

(3) 第三者が研究を目的に利用する場合

利用する者は、研究目的、研究計画などを「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」に基づく、倫理審査委員会を受審することになります。

(4) 著作権について

事例報告の著作権（著作人格権、著作財産権）は報告者（著者）に帰属します。報告者は、一般社団法人日本作業療法士協会に、それが公益事業に役立てるために行う実践報告の複写・複製・翻訳・翻案・要約及び第三者への転載の許諾の権利を譲渡するものとします。

5. 同意の概要について

事例報告の対象となることについての同意か不同意かは、対象者（または代諾者注-1）と、施設長（または部門の責任者注-2）の判断によって決めていただきます。

ご協力を強要するものではありません。対象者が未成年者の場合注-3、対象者からインフォームド・コンセントを受けることが困難な場合（死亡例を含む）には、施設長（または部門の責任者）の許可を得たうえで、代諾者の方に同意か不同意かを決めていただきます。

なお、同意書は施設の倫理委員会等が定める様式がある場合はその使用を認めます。

注-1：代諾者になっていただく方々は以下の通りです。

1) 対象者が未成年の場合

親権者（複数の場合はそのどちらか）または未成年者後見人（対象者に親権者がいない場合）。

2) 対象者が成年であって、認知症や意識障害等によって有効なインフォームド・コンセントを得ることができないと客観的に判断される場合には、以下の順序で代諾者になっていただく。

◎任意後見人（但し任意後見監督人選任後であること）、後見人、保佐人等が定まっている場合はその順序

◎これらが定まっていない場合は、対象者の配偶者、成人の子、または父母、およびそれらに準ずると考えられる人の中から自薦にて就任していただく。

注-2：部門の責任者とは、施設の保有する情報を提供することについて、施設長に代わって同意する立場にある当該施設・サービス提供部門の代表者をいいます。

注-3：対象者が15歳以上の場合には、代諾者とともに対象者本人からの同意も必要になります。

6. 予測される利益と不利益について

予測される利益は、我が国における作業療法の推進、作業療法士の実践力向上となります。不利益は特に想定されていません。新たに特別な治療や補償にご協力いただくことを想定していません。

7. 同意撤回の自由について

同意を断ることや撤回することで対象者または施設が不利益を受けることはありません。また、一旦同意した後も、これを取りやめることができます。なお、取りやめを申し出た時点で、既に発行されている事例集等の掲載を取り下げることはできませんので、あらかじめご了承ください。

8. 人権擁護と個人情報の保護について

協会は対象者の人権擁護と個人情報の保護について最善の注意を払います。提出させる事例報告は、匿名化を図り、本文記載も対象者を識別できないように記載します。また、登録された事例報告と同意書については、一般社団法人日本作業療法士協会個人情報保護規程（第8条）の定める統括個人情報管理者注-4が責任をもって管理・保管し、システムへの不正アクセス、情報の改ざん、破壊、漏洩及び個人情報の紛失等の防止を徹底いたし

ます。

注-4 一般社団法人日本作業療法士協会 統括個人情報管理者

・東 祐二（一般社団法人日本作業療法士協会事務局長）

・事務局の所在：〒111-0042 東京都台東区寿 1-5-9 盛光伸光ビル7階

一般社団法人日本作業療法士協会事務局 TEL：03-5826-7871 FAX：03-5826-7872

9. 事例報告を担当する作業療法士の氏名と連絡先

生活行為向上マネジメント指導者養成制度事例報告に関する問い合わせや、協力を取りやめたい場合は、以下の担当する作業療法士にご連絡ください。

・氏名：

・連絡先：

・TEL：

FAX：

別紙様式 2

一般社団法人 日本作業療法士協会 会長 殿

事例報告の同意書

私は、一般社団法人日本作業療法士協会の生活行為向上マネジメント指導者養成制度規程に基づき、生活行為向上マネジメント事例報告について、対象者（代諾者）および当該施設の長（または部門の責任者）に対して同意説明文書に基づく説明を行い、事例報告の作成における是非を判断するための十分な時間を設けました。

説明者（作業療法士）：

私は、上記の事項について説明を受け、その内容を十分理解した上で事例報告に同意します。

<対象者> 同意日 : 年 月 日
署名 :
代諾者 : 続柄 ()

本施設の所有する上記対象者に関する情報を使用し、事例報告をすることに同意します。

<施設長・部門の責任者> 同意日 : 年 月 日
施設名 :
署名 :